

## 令和7年第17回教育委員会会議

### 1 日 時

令和7年11月28日(金)  
開会 14時00分  
閉会 15時15分

### 2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

### 3 出席者

酒井雅洋教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

### 4 説明のため出席した職員

塩田憲司教育参事、山本一彦教育次長、村本治男教育次長、北島公之教育次長、筒井諒太郎教育政策課長、高倉英明教職員課長、樋口勝浩学校指導課長、小山内裕之生涯学習課長、原田仁史文化財課長、黒坂昭弘保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第33号 石川県教員育成指標の一部改正について（原案可決）  
議案第34号 文化財の県指定について（原案可決）  
議案第35号 令和7年第4回石川県議会定例会提出予定案件について（原案可決）  
議案第36号 石川県生涯学習審議会委員の委嘱について（原案可決）  
議案第37号 令和8年度石川県教職員人事異動方針について（原案可決）

### 6 報告

報告第1号 第4期石川の教育振興基本計画の策定に係る「中間まとめ」について  
報告第2号 令和8年度石川県立学校実習助手採用候補者の選考結果について  
報告第3号 令和8年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者の選考結果について  
報告第4号 教職員勤務時間調査の集計結果（上半期（令和7年4月～9月））について  
報告第5号 「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画（素案）」について

### 7 審議の概要

- ・開会宣告  
酒井教育長が開会を告げる。
- ・会議の公開・非公開の決定  
議案第35号は議会提出予定案件のため、議案第36号、第37号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。
- ・質疑要旨  
以下のとおり。

議案 33 号 石川県教員育成指標の一部改正について（樋口学校指導課長説明）

1 ページをお開きください。

「議案第 33 号石川県教員育成指標の一部改正について」ご説明いたします。

「1 提案理由」でございますが、

文部科学大臣が定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正に伴い、「石川県教員育成指標」を変更する必要があります。

「2 指針の改正点」でございますが、「校長の指標」を定める際の観点において、「教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要」である旨が、新たに明記されております。

「3 関係法令」につきましては、教育公務員特例法第 22 条の 2、第 22 条の 3 及び第 22 条の 7 でございます。条文の内容につきましては、次のページのとおりです。

「4 経緯」でございますが、本年 2 月、文部科学省の「指標の策定に関する指針」の一部改正の告示を受け、10 月 20 日、大学関係者、市町教育委員会、学校関係者、県教委関係者を委員とする「石川県教員育成協議会」において、指標の一部改定について協議し、別添の改正案としてまとめたところです。

「5 改正案」につきましては、別添資料のとおりですが、後ほど説明させていただきます。

「6 今後の予定」ですが、インターネット等により公表するとともに、県立学校や市町教育委員会に周知し、校長のリーダーシップによる「働き方改革」の促進に活用することとします。

また、教員総合研修センターが研修計画を策定する際にも活用します。

それでは、改正案についてご説明いたします。

3 ページの別添資料をご覧ください。

石川県教員育成指標「【管理職】校長」の指標の一部を、記載のとおり改正するものであります。

改正前の指標は、教職員の「サービス管理」と「労務管理」を一文でまとめていたましたが、改正後はこれらを 2 つの文に分け、「働き方を具体的に進めることができる」を明記することとしました。

改正後の「【管理職】校長」の指標は、別添資料の 2 枚目のようになります。

【質疑】

なし。

（酒井教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし。

## 議案 34 号 文化財の県指定について（原田文化財課長説明）

資料の 5 ページ、議案第 34 号の「文化財の県指定について」ご説明いたします。  
まず、提案理由について説明いたします。

今年の 1 月 21 日の教育委員会会議で文化財保護審議会への諮問をお諮りした文化財について、2 月 26 日に開催された同審議会において「文化財に指定することが適当である」との答申を得ました。

なお、無形民俗文化財の保護団体につきましては、1 月の教育委員会会議では「加賀市片野鴨池坂網猟保存会」を予定していましたが、同保存会から専門的技術を有している「大聖寺捕鴨猟区協同組合」が適当であるとの申し出があり、関係者と調整のうえ、同組合を保護団体とすることとしました。

今月開催された大聖寺捕鴨猟区協同組合の年 1 回の総会において、無形民俗文化財の保護団体となることが承認されましたので、指定についてお諮りいたします。

指定する文化財であります。すでに有形民俗文化財として指定しております「坂網猟法と用具」に別の用具と関係資料を追加して指定し、名称を「坂網猟の用具及び関係資料」に変更する件と、あわせて、その技術について無形民俗文化財の「片野鴨池の坂網猟」として新たに指定する件の 2 件であります。

まず、「坂網猟の用具及び関係資料」の概要をご説明いたします。

資料の 6 ページをご覧ください。

種別は「有形民俗文化財」、名称及び員数について、変更前は「坂網猟法と用具」一組、変更後は「坂網猟の用具及び関係資料」38 点、所在地は、加賀市片野町子 2-1 加賀市片野鴨池観察館ほか、所有者は加賀市、年代について、用具は昭和前半、関係資料は明治から昭和前半でございます。

指定理由として、本文化財は、加賀市の片野鴨池で行われている古式の鴨猟である坂網猟で使用された用具及び坂網猟の来歴等を記した明治期の文献、明治から昭和前期の行政への申請や土地の借用の文書等であり、地域の生業等を理解する上で貴重であるためでございます。

資料の 7 ページ以降は、指定理由の詳細、片野鴨池の位置図及び写真、用具等の写真を示してあります。

次に、「片野鴨池の坂網猟」の概要をご説明いたします。

資料の 13 ページをご覧ください。

種別は「無形民俗文化財」、名称は「片野鴨池の坂網猟」、所在地は、加賀市片野町、保護団体は、大聖寺捕鴨猟区協同組合、実施時期は、毎年 11 月から 2 月であり管理行為は通年行っております。

指定理由として、本文化財は、加賀市の片野鴨池で、池周辺の地形を利用し、夕方に池を飛び立ち早朝に戻ってくる鴨を、坂網と呼ばれる伝統的な形態・製法による柄の付いた網を投げ上げて捕獲する古式の猟法であり、民俗学的に貴重であるためでございます。

資料の 14 ページ以降は、指定理由の詳細、片野鴨池の位置図及び写真、坂網猟の写真を示してあります。

戻りまして、5 ページをご覧ください。

3 の指定日につきましては、県公報の告示の日となっており、本会議でご承認がいただければ、12 月 2 日の県公報に登載の手続きを行い、告示したいと考えております。

【質疑】

(高野委員)

私の認識不足かもしれませんが、無形民俗文化財のイメージとしては、祭りであったり踊りであったりすると思いますが、獺に関して、無形文化財の指定というのは全国的によくあるものでしょうか。

(原田文化財課長)

衣食住に関わるものは生活文化の一部ということで、民族文化というふうになっておりまして、全国的にも多いかどうかは今把握しておりませんが、他にもございます。

(高野委員)

他の踊りとかお祭りは公開するようにしていますよね。

この獺について、11月から2月の間は、文化財としていつ行っても見られるということですか。

(原田文化財課長)

今後、加賀市のほうで公開等の活用について検討すると聞いております。

いつでも見られるかということ、そこまでにはならないと思いますが活用については今後検討していくということになります。

(新屋委員)

保護団体になるとどのような効果があるのでしょうか。

(原田文化財課長)

こちらからの何かしらの支援だったり、支援に対する相談の窓口となったり、何かあったときの補助金を出したりということになります。

(新家委員)

今の質問にちょっと関連するんですけど、獺自身の無形文化財、この文言の最後のところに、無形民俗文化財に指定し、その保存を図るものであるって書いてあるので、要は指定しただけじゃ多分保存にはならないので、今後のあり方、今言われたように何かあったときに補助金を出すというのではなくて、今後も継続できるのか、後継者をどういうふうにするのかとか、そういうのを今後考えていただきたいですし、そういうことを加賀市にも伝えていただければありがたいと思います。

(酒井教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告第1号 第4期石川の教育振興基本計画の策定に係る「中間まとめ」について  
(北島教育振興推進室長説明)

「第4期石川の教育振興基本計画 中間まとめ案」につきまして、ご説明します。

それでは、32ページをご覧ください。

現在の第3期の計画期間が今年度、終了することから、次期の第4期計画の策定作業を進めているところでありますが、中間まとめ(案)をとりまとめましたので報告いたします。

はじめに、第4期の基本計画の基本的な考え方であります。1つ目の「基本理念」及び「めざす人間像」であります。これらは、第1期計画より継続して掲げてきており、本県教育の基本的方針として引き継ぐこととしたいと考えております。

また、(下の)2つ目ですが、国の「教育振興基本計画」をはじめ、本県の県政運営における最上位計画である「石川県成長戦略」、加えて能登半島地震からの創造的復興の実現に向けた「石川県創造的復興プラン」、これらの内容との整合性も図りつつ、近年の教育をとりまく諸課題に対応した内容となるよう、策定作業を行っております。今回、お示しした「中間まとめ案」は、別にお配りしてあります冊子になりますが、この概要をタブレットの資料により、説明させていただきます。

33ページ、中間まとめ案の全体構成になります。

青色囲みにあります、第1章「計画の策定にあたって」から、第5章「計画の実現に向けて」までの5章立ての構成は、現行計画と同様であります。

まず第1章の「計画の策定にあたって」であります。計画策定の趣旨、位置づけ、期間について記載した章になります。おおまかな内容については資料記載のとおりです。

次に2章「社会の動向と教育をめぐる現状」であります。本県教育を取り巻く社会状況の変化等について、主なものをご覧のような項目にまとめ、記載をいたしました。

次の第3章「石川県がめざす教育の姿」であります。先ほど、ご説明したように、「1 基本理念」「2 めざす人間像」につきましては、現行計画を継承しております。「3 基本目標」については、基本理念を実現するために今回は9つの目標を設定しました。

その右上、4章「施策の方針と主な取組」の内容については、この後、別ページでご説明させていただきます。

その下の5章「計画の実現に向けて」については、計画を県民に周知すること、教職員へ周知徹底を図ること、計画の進行管理として、点検・評価を行うことについて記載をしております。

では次のページ、第4章「施策の方針と主な取組」です。

第4章では、ご覧のように9つの「基本目標」ごとに、対応する複数の「施策の方針」を設けております。

この中で、新規の基本目標としては、1の「災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組む」こと、5の「誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進」することの2つです。

それでは、基本目標ごとの「施策の方針」と「主な取組」についてです。次のページです。34ページになります。

最初に、この資料の見方でございますが、資料上部の青色の背景となっている枠囲みが「基本目標」、そして、基本目標の下に、緑色の四角囲みで、ナンバリングのある

ものが「施策の方針」になります。カッコで記載したページ番号は、中間まとめ案本体の該当ページを示しています。

そして「施策の方針」の下に記載のある「ひし形」の項目が、各施策の方針における「主な取組」になります。

なお、今回、新たに盛り込んだものについては、施策の方針を赤字で記載するとともに、中ポツで、その取組内容の一部を要約して記載してあります。

この中から主なものについて、絞ってご説明します。

35ページをご覧ください。

今回、新たに設定した基本目標の1について、施策の方針1「災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進」ですが、その主な取組としては、1つ目のひし形「復興を自らが担う人材の育成」として、小中高校の各段階において創造的復興教育に取り組むこととしたほか、3つ目のひし形「奥能登地域の高校の魅力化の推進」として、関係者等によるワーキンググループを設置し、魅力ある学校づくりに向けた具体の施策について議論を行い、高校魅力化の推進を図ることとしております。

次のページにお進みください。

基本目標2ですが、施策の方針3「イノベーションを担う人材の育成」として、3つ目のひし形「アントレプレナーシップの涵養」や4つ目「DXの加速化に向けた取組の推進」などに取り組むことを、今回あらたに記載してあります。

次のページです。基本目標3です。

施策の方針2「教育DX、GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上」において、主な取組として今回あらたに、1つ目のひし形「教育DXの推進」を設定しました、教育分野においてもデジタル化の推進が求められる中、インターネットやデジタル教材を用いて、個々の理解や関心の程度に応じた個別最適な学びの実現に取り組むことなどを記載してあります。

次のページにお進みください。基本目標4です。

施策の方針3「主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進」については、子ども基本法の制定等を踏まえて新たに設定したものです。

主な取組として、例えば、一つ目のひし形「子供の意見表明による主体性の育成」において、学校行事の運営や校則など、学校のルール作りに児童生徒が主体的に関わる学校づくりを推進することを記載してあります。

なお、子供の意見表明につきましては、今回の計画策定にあたって、県内の児童生徒を対象とした本県教育に係るWEBアンケートや、対面での聴取を実施し、聞き取った意見の中から、主なものを、関係する各取組のページに「子供の意見」として記載をしたところであります。

なお、アンケートや対面での聴取の結果概要につきましては、参考資料として、44ページより記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。また、結果概要は、最終的に資料編に掲載する予定としています。

39ページをご覧ください。基本目標5「誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します」です。

近年、多様な子供の状況に応じた支援の必要性が高まっており、今回、新たな「基本目標」として位置付け、取組の充実を図ることとしたものです。

例えば、施策の方針2「特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進」において、3つ目のひし形「インクルーシブ教育の推進」として、特別支援学校の新設にあたり、全日制高校に隣接するかたちで校舎を建設し、両校児童生徒同士の交流のほか、地域住民との交流にも取り組むこととしてあります。

続いて次のページ、基本目標6です。

施策の方針4「学校における働き方改革の推進」を御覧願います。これまでも教員の多忙化改善に向け、県下で足並みを揃えながら取組を進め、時間外勤務時間が減少するなどの成果も現れてきているところではありますが、依然として多忙な勤務状況は続いており、先般6月にとりまとめられた、国の、学校の働き方改革に関する新たな指針も踏まえ、一つ目のひし形「学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し」として、学校以外が担う業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3分類に基づき、更なる業務の見直しに取り組むとともに、二つ目のひし形「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進」などに取り組むことを記載しております。

それ以降の基本目標ごとの施策の方針については、割愛させていただきます。

なお、「中間まとめ案」につきましては、大学教授や経済界、学校関係者らで構成する「第4期 石川の教育振興基本計画 検討会議」を先週20日に開催し、各委員から様々なご意見をいただいたところであり、そのご意見も踏まえて、今後、最終案の作成に向け、作業を進めていくこととしております。

また、今回の中間まとめ案において、施策の目標値、数値指標を記載しておりませんが、目標の達成に向けた取組の効果を測るために必要なものと考えており、現在、事務局と担当課において検討を進めているところであり、後日、お示ししたいと考えております。

最後に、計画策定に向けた今後のスケジュールではありますが、今年度中の策定に向け、このあと12月下旬頃からのパブリックコメントを実施し、県民のご意見を広くお聞きした上で、最終案をとりまとめ、次の検討会議での協議を経て、3月の教育委員会議でお諮りしたいと考えております。

## 【質疑】

(辻委員)

児童生徒の体力、運動能力の向上のところ、今までどおりの体力アップとかは必要だと思うんですけども、これだけ授業でタブレットとか子供たちにもパソコンというものがすごい身近になった世の中で、やはり視力を守ったりとか、あと姿勢とか、基本的なそういうものを守っていかなければいけないというのはすごい大事なことだと思うので、視力の向上とか維持とか、姿勢をこうするっていうのもどこかに盛り込んでいただけたらと思います。

(北島教育振興推進室長)

この運動能力も含めて、色々ところでデジタルを使ったものを組み込むんですけども、そういったところの姿勢であるとか、視力であるとか、自分の体の健康状態も含めて、何らかの記載が必要かというご意見については是非参考にさせていただきたいと思います。

(新家委員)

意見として聞いていただければ結構なんですけど、基本目標8のところ、生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します、なんとなくこれだけ見ていると、シニアであったり、定年になって卒業した人たちが対象であったり、そういう風に見えちゃうんですけども、本当は実際現場で働いている人たちも、能力向上のために学び続けないといけないので、そういう風に、社会教育って言うとシニアだけに捉えがちなん

だけでも、人間常に勉強し続けていかなきゃなんないんだっていうようなとか、そういう風なことを一言でも書いていただけるとありがたいです。

もう1つあるんですけども、ライフステージにおいてスポーツ活動を充実しますっていうことで、3のところの県内プロスポーツチーム等々との連携。最近バスケットとか、サッカーとか、地元愛っていうのはすごいですよね。だからそういうところを、今、これでさらっと書くんじゃないかって、もうちょっと深掘りいただけると、郷土愛とかそっちの方にも繋がっていくんじゃないかなっていう風に思いますので、意見としてできる限りで結構ですので、考えていただければありがたいです。

(新家委員)

伝統芸能については、やっぱり石川県は伝統文化が盛んなので、どこかに書いてあるんですかね。

(北島室長)

本体資料をお持ちでしたら、60ページの施策の方針4-6というところにあります。芸術活動を通した豊かな感性という箇所、ここで伝統文化にしっかりと触れていこうと思います。

(新家委員)

能登で色々な祭りとかがあるので、やっぱりみんなが参加して、お祭りが伝統芸能かはよく分かりませんが、地元愛のところに繋がっていくようなものが1つあるとありがたいなという風に思います。

(高野委員)

1点だけ、ここに出ている基本目標5について、誰1人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進しますという文言があるんですけども、この誰1人取り残されないっていうのは、この文言から言うと、どちらかというと、取り残されがちな児童生徒に対して、ハンデを持っている子に対して、どんなケアをするかっていうのがこの文言かなという風に解釈したんですけども、その中に、中高一貫教育とか出ているんですが、中高一貫教育っていうのは、誰1人取り残さない多様な教育ニーズの対応のために作られているかと思えば、そんな感じはしないんですね。小中一貫教育に関しても、ここでの説明に書かれている分に関しては、中一ギャップについて書いてあるんですよ。それを言ってしまったら、別に小中一貫教育に限らず中一ギャップはあるんだから、あえて誰1人取り残されない多様な教育ニーズの中に、中高一貫教育が入るのかなっていう、そういう違和感を覚えたので、意見として話させていただきました。

(新屋委員)

感想というか意見なんですけど、基本目標3の方針のDXの推進。これは、そういう時代で進んでいくので、その流れを進めていかないといけないとは思いますが、そこでまた、AIだとか新しいものがどんどん出てくると思います。そういうものを積極的に利用・活用してやっていけばいいと思うんですが、一方で、今、デジタルの教科書と紙の教科書の問題ですね。若干言われたりしている。もう一直線にそっちばかり行くとちょっとまずい面が出てきたりするようなどころにはならないのかなというこ

とをちょっと思っています。だから、そういう表現の記載っていうのはいらないのかなということもちょっと思いました。

報告第2号 令和8年度石川県立学校実習助手採用候補者の選考結果について  
(高倉教職員課長説明)

それでは、報告第2号、「令和8年度石川県立学校実習助手採用候補者選考結果」について、ご説明申し上げます。

実習助手の職務内容は、主に、実験又は実習について、教諭の職務を助けることであります。

お手元の資料62ページをご覧ください。

はじめに、「1. 候補者数」についてですが、理科については、受験者8人の中から、採用候補者として3人を選考、農業については、受験者4人の中から、採用候補者として1人を選考、工業については、受験者12人の中から、採用候補者として2人を選考しました。一方、商業については、受験者4人のうち、採用候補者となった人はいませんでした。

その結果、最終的な競争倍率は、理科が2.7倍、農業が4.0倍、工業が6.0倍（、商業はなし）となりました。

「2 結果発表等」につきましては、先月末の10月31日（金）午後3時に、採用候補者の受験番号を県教委のホームページで公表し、全受験者あてに結果を発送いたしました。

「3 今後の予定」につきましては、令和8年4月1日より任用となります。

**【質疑】**

(新屋委員)

結構な人数が受験されていますが、年齢など受験者層はどのようになっていますか。

(高倉教職員課長)

年齢構成につきましては、一番多いのはやはり現時点で講師等実習助手をされている方で、40代が13名と一番多く、あとは20代30代50代で、大体散らばったような人数になっています。

報告第3号 令和8年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者の選考結果について（高倉教職員課長説明）

寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童又は生徒の日常生活上の世話及び学習指導や生活指導に従事するものであります。

お手元の資料63ページをご覧ください。

はじめに、「1. 候補者数」についてですが、受験者8人の中から、採用候補者として2人を選考し、最終的な競争倍率は、4.0倍となりました。

「2 結果発表等」「3 今後の予定」につきましては、実習助手と同様であります。

**【質疑】**

なし。

## 報告第4号 教職員勤務時間調査の集計結果（上半期（令和7年4月～9月））について（高倉教職員課長説明）

報告第4号、「教職員の時間外勤務時間の状況について（令和7年度上半期（4月～9月））」につきまして、結果がまとまりましたので、ご報告いたします。64ページをご覧ください。

「調査の目的」についてですが、県教委では、平成29年度から勤務時間調査を実施し、平成30年度から県下で足並みを揃えて、多忙化改善に向けた取組を行っております。

取組の成果は一定程度出ているものの、今後も取組を後退させることなく、不断の取組として継続することとしており、引き続き、時間外勤務時間を把握するものであります。

「調査の概要」についてですが、

ア 調査期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの半年間であり、

イ 調査対象は、公立小中学校、県立学校、合わせて計327校のフルタイムで勤務する教職員7,887名で、調査対象の職種は、校長、副校長、教頭をはじめ、記載のとおりであります。

ページをおめくりいただき、65ページをご覧ください。

「1. 令和7年度上半期（4月～9月）分の集計結果」であります。

この表は、時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均と時間外勤務時間の人数分布を、小・中・高・特別支援の校種別に表したものであります。

時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均は、表の左から2列目に表記してありますが、今年度は、すべての校種において、カッコ書きで示されている（昨年度の）令和6年度の同時期と比べて減少していることが見てとれます。

下の「2. 各年度上半期（4月～9月）分の経年比較」をご覧ください。時間外勤務時間の校種別月平均について、取組前の平成29年度から令和7年度までのうち、令和2年度を除く8年間分の比較ができるように、校種毎のデータを棒グラフで表したものであります。

なお、令和2年度は、4月～5月の一斉臨時休校、7月～8月の夏休み中の授業の実施など、例年とは異なる状況がありましたので、経年比較からは除いています。

令和6年度と比較すると、令和7年度は、小学校は、0.8時間の減、中学校は、1.5時間の減、全日制高等学校は、0.8時間の減となっております。

66ページをご覧ください。

時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、各棒グラフの右側に枠で数値を囲んであります（グラフの右側から）2つの区分、80～100時間と100時間超の割合を加えた値となっており、一番下の枠内に記載してありますように、令和6年度と比較すると、令和7年度は、小学校は、2.3%から1.9%へ、0.4ポイント減少、中学校は、13.0%から11.4%へ、1.6ポイント減少、全日制高等学校は、5.3%で変わりありません。

67ページから70ページにかけては、最初に勤務時間調査を実施した平成29年および直近の3ヶ年について、それぞれの月別推移を表とグラフにして載せておきましたので、後で参考としてご覧おきください。

以上、具体の数字を申し上げましたが、昨年度と比べて小・中学校、全日制高等学校において時間外勤務時間が減少した要因について、いくつかの学校から聞き取りを行ったところ、

- ・授業時数の調整、見直しを行い、4月～5月連休あたりまで、業務時間の確保のため、6限目や午後の授業をカットしたこと
- ・ICT活用が進み、教員が慣れてきたこと
- ・新しい業務に慣れない人へのサポート体制が徹底されてきたこと
- ・以前より、家庭を大事にし、休暇を取ったり、帰れる時は早く帰ろうとする意識が定着してきたこと

などで効果があったのではないかということでした。

いずれの校種においても、ICTの活用が一層進んだことや、これまで継続して取り組んできたことの効果が、少しずつではありますが、出てきているとともに、確実に教職員の意識・行動は変化してきており、長時間労働を良しとせず、業務の効率化を図りながら、できるだけ定時に帰宅しようとする人が増えてきているようです。

今後も勤務時間調査を継続し、一步一步着実に、多忙化改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

### 【質疑】

(高野委員)

先ほどの説明の中で、授業時数の調整ということの話が出てきましたが、何年か前の文部科学省からの通知かで年間の授業時数が明らかにオーバーしている場合は、その授業時数を適切な維持管理となるよう減らすような指示があったかと思うんですけども、石川県の場合、どれぐらい時数を超えていてそのような調整が行われたのですか。

(高倉教職員課長)

今手元にデータがございませんので、また調べて報告させていただきます。

(新屋委員)

徐々にですが、時間外は減ってきているとは聞いていますが、一方でかなり限界に近づいていっていると思います。以前、石川県の調査を踏まえ、国に対して定数改善等の要望がされたと思いますが、国の方では今この現状をどういうふう考えているのでしょうか。それと石川県の現状はこうなってますけど、その他の都道府県の状況というのも同じようなことになっているのか、あるいは減っていないようなところもあるのでしょうか。

(高倉教職員課長)

今ほどお話ありましたように、国の方には毎年定数改善の要求を続けております。

そういうこともありまして国の方でもこのままじゃいけないということで、今般、給特法の改正を行い、この働き方改革についても更に強く推進していくという方向で動いています。

今後、そういう定数改善も含め、また国でいろんなご意見が出てくるかと思いますが、それらを注視しながらということになるかと思っております。

それと、近県などに聞いたところ、他県でも一応、年々減ってきてはいますが、もうちょっと限界まできているような状況だということは聞いております。

(新家委員)

65 ページの集計結果を見てるんですが、括弧内は令和 6 年度の同時期のデータで、100 時間を超えるところの数字を見ると、去年とほぼほぼ一緒なんですよね。

多分同じ人なのかなって想像はするのですが、もし分かれば教えていただけますか。

(高倉教職員課長)

正直今、同じような方がなかなか自分のスタイルを変えることができていなかったり、平均としてはどんどん下がってきていますが二極化してきています。

意識が高まって早く帰ろうとする人はどんどん早く帰っていくし、その分自分がやらなきゃいけないと思う人が残っているというそこら辺が一つの大きな課題かと思っております。

(新家委員)

ぜひそういう方と対話をして、要は働き、自分の人生ってどうなんだっていうところをね、学校に自分の人生を埋めるのかっていうような。昭和じゃないんで、もう令和の時代に変わっているのもそういう対話をぜひ、昨日もある会合で生成 AI についてのお話があったんですけども、生成 AI で多分教育現場も劇的に変わると思うんでいろんなやり方、さっき要は人間ずっと勉強なんだっていう話をしましたけれども、ぜひそういう形で変わっていかないと、先生もなかなか入ってこない事実もありますのでぜひまた対話でね、教えてあげてください。

報告第5号 石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画（素案）について  
（高倉教職員課長説明）

「1 策定の経緯」ですが、本年6月に成立した改正給特法により、県・市町の各教育委員会において、サービスを監督する教職員の業務量の適切な管理と健康福祉の確保を図るための措置を定めた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられました。

また、策定後は、公表することや総合教育会議への報告なども義務付けられています。

「2 策定スケジュール」ですが、本日は、この実施計画の素案を作成しましたので、内容についてご報告させていただきます。

大きく「素案」と記載してある冊子「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画(素案)」をご覧ください。

実施計画作成にあたっては、本県が全国に先駆けて、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を作成し、今日まで具体的取組を進めてきた経緯があり、現時点の素案では、国から示されたひな型を参考にしつつも、これまでの取組方針をできるだけ踏襲したものとなっています。

11月19日に開催した多忙化改善推進協議会において、この素案を初めて提示したところであり、今後は今年度中の策定に向け、学校現場をはじめ、市町の教育委員会等、広くご意見をお聞きした上で最終案を取りまとめ、来年2月を目途に再度協議会を開催し、そこでの協議を経て、3月の教育委員会会議でお諮りしたいと考えております。

この計画は、石川県教育委員会がサービスを監督している石川県立学校における教職員の多忙化改善に向けた実施計画について作成したものであり、市町の教育委員会は、市町の教育委員会でそれぞれ実施計画を作成して公表することになります。

それでは、1枚おめくりください。目次が載っております。これまでの取り組み方針の内容をほぼ再構成したものとなっておりますが、変更点の大きなものとしては、7具体の取組の中に「業務の3分類」を踏まえた取組を加えて、分類の仕方を変更したことです。

1ページをご覧ください。計画の趣旨と本県の多忙化改善に向けたこれまでの取り組み状況が載せてあります。

趣旨の4段落目に、今回の給特法の改正を受けて本計画を作成する旨を載せてあります。

2ページをご覧ください。この実施計画の中では、県立学校の方だけを載せることになります。これまで時間外勤務時間と表記していたものを、国に合わせて、時間外在校等時間とすることにしました。

3ページをご覧ください。目標と計画の期間を載せてあります。

目標については、これまで「時間外勤務時間の平均を前年度より減少させるとともに、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す」としていたものを、国の目標に合わせて、「時間外在校等時間の月平均を30時間以内に減少させる。時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。」とし、計画期間を令和8年4月から、令和11年度末の令和12年3月までとしました。

また、(2)で新たに、働きがいや働きやすさ等に関する目標を掲げ、意識調査等により、この目標の達成状況を見ていくこととしました。

4 ページをご覧ください。取り組みを進めるにあたっての基本方針と留意点を載せてあります。これまでの取り組み方針を踏襲したものとなっています。参考として、学校と教師の業務の3分類を載せておきました。

5 ページをご覧ください。具体の取り組み内容について、分類の仕方が大きく変わりましたので、それに伴い、新たに取り入れた取り組みについては黄色で、これまでの取り組みと一部書きぶりを修正したものについては青色で塗りつぶして強調してあります。

2の児童生徒が補導された時の対応については、学校以外が担うべき業務に分類されたことから、緊急の措置が必要な場合以外は、保護者の方に委ねる、としました。

3の学校徴収金の徴収・管理については、取扱業者から保護者が直接購入する方法などを検討する、としました。

4については、県立学校においても今年度より3校がコミュニティスクールとなったことから、地域と学校の関係者間の連絡調整については、県教委が配置したコーディネーターの方をお願いする、としました。

5については、これも今年度からスクールロイヤー制度を取り入れていますので、これを活用する、としました。

6 ページをご覧ください。

6, 7, 8については、それぞれの業務を支援する外部人材の配置をすでに行っているため、それらを活用して行うよう進める、としました。

10については、管理職に負担が集中しないよう外部人材の活用を検討する、としました。

7 ページをご覧ください。青色の部分については、これまでの文言に新たに文頭の「校務DXを加速化させ、」と文中に「採点業務省力化ソフトの活用や県立学校入学者選抜におけるWeb出願の導入など、」といった文言を追加しました。

また、新たに、出勤登録や出張伺いなどの書類の電子化・簡素化を推進する、を追加しました。

8 ページをご覧ください。学校毎に工夫して行う取り組みについては、これまでも好事例についてリーフレット等で周知するなど様々な取組を行っていますが、新たに、教職員の勤務時間を踏まえ、生徒の登下校時間を適切に設定する、を追加しました。

10 ページをご覧ください。部活動に関する取組についてです。

新たに、部活動指導員が指導を行う場合は、原則、単独で行う、としました。青色で塗ってある3つについては、これまでの内容とほとんど変わっておらず、文言を少し修正したものとなっています。

12 ページをご覧ください。教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組について、すでに実施していましたが、これまでの取組方針の中に記載されていなかった、医師による面接指導とストレスチェックの実施を、新たに追加しました。

また、月ごとの定時退校日の日数を2回から4回に変更し、それに合わせて、一斉の定時退校日と個別の定時退校日の日数をそれぞれ1回から2回に変更しました。また、年次有給休暇について、これまで年間5日以上の実績取得としていたものを、10日以上と変更しました。

最後に、13 ページをご覧ください。今後のフォローアップについてです。

最初に書いてありますように、「取組の着実な実行を図るため、県内各学校の教職員の勤務時間調査を継続して実施し、時間外在校時間を把握するとともに、教職員の働き方に関する意識調査を実施して、働きがいや働きやすさ等に関する目標の達成状況

を把握することとし、毎年度県教育委員会教職員課のHPで公表するとともに、教育委員会会議や総合教育会議において報告することとする」とし、「働き方改革に関する研修の実施や、指導・助言など支援する機会を設けるとともに、好事例の情報共有に努めること」を新たに追加いたしました。

駆け足での説明となりましたが、私からの説明は以上となります。

#### 【質疑】

(高野委員)

2点あります。1点目は、5ページに書いてある児童生徒が補導された時の対応について、勤務時間を超えて、または土日のケースになると思うんですけども、休みで報道された場合とか、そういうケースも全てやはり保護者の方に委ねるということでしょうか。また緊急の措置ってどういう場合ですか。

2点目は3ページの上の方に30時間以内とありますが、もしかしたら自分の記憶違いかもしれませんが国では確か月平均は45時間以内という取り扱いだったと思うのですがこの点はどうなっているのでしょうか。

(高倉教職員課長)

まず1点目ですが、放課後に児童生徒が補導されたときの対応については、原則とどうか、そういう時は保護者の方に委ねる。

それと、警察との連携とかも学校等もしていますので、そちらの方でできるだけ対応していただくということですが、そこにもただしと書いてあるとおり、いろんなケースがありますので、そんな場合はやはり学校でも対応してもらおうということという形で載せてあります。

今の目標値についてですが、その黒の枠の中に書いてあるのが平均30時間以内に減少させるということ、あとその下の参考のところにも県の規則の中でも1ヶ月について45時間、1年について360時間というのをそこに盛り込んでおりますので、そういうことも含めて今一番厳しい目標とどうか、月平均30時間あたりを目標にするということになります。

(新屋委員)

今の関連ですけれども、国の指針を受けて全ての教育委員会が計画作成をしていると思いますが、この目標のところについて、国の指針っていうのは、どういう内容になっているのかということと、今県立学校はこういう目標になるわけですけど、それぞれの市町の教育委員会ごとにそれぞれ異なっているのでしょうか。

(高倉教職員課長)

国のガイドラインでは、令和11年度までに月平均30時間以内を目指すということになっています。

各市町もそれを受けた形でこの実施計画を作っていくことになります。

19市町ありますが、それぞれの市町で作ってそれぞれの市町の教育委員会で報告していくことになります。

ただ、これまでも県内足並み揃えて進めてきましたので、お互い報告とか取りながら、そういった差があまりないような形で進んでいくかと思っています。

(新家委員)

一般企業では、健康経営という言葉が流行りでありまして、いろんな企業が健康をうたい健康経営の資格を取るっていうふうに、今頑張っています。その中の一つで、男性社員の育児休暇取得っていうのがあって、県の教育委員会の男性の先生方で育児休暇っていうのはどれぐらい取られているのでしょうか。

(高倉教職員課長)

正式な数値は今お答えすることはできませんが、着実に年々増えてきていまして、やはり教員の世界は夫婦で教員をしているって方が非常に多くて、育休を取るときは2人一緒に取られるっていうことが、その期間の長短もありますが、そういう形で結構増えてきています。

(新家委員)

知事部局はどうなっているかちょっと分からないですけども、この部分については多分目標として、知事部局に合わせて目標で掲げたらどうかなっていうふうな気がします。意見としてですが。

議案 35 号 令和 7 年第 4 回石川県議会定例会提出予定案件について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案 36 号 石川県生涯学習審議会委員の委嘱について

小山内生涯学習課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案 37 号 令和 8 年度石川県教職員人事異動方針について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・ 閉会宣言

酒井教育長が閉会を告げる。